

公的研究費の不正使用防止について

公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定（令和3年2月1日改訂））に基づき、公的研究費（競争的資金等）の適正な管理及び使用に関し、不正な取組みに関する基本方針及び関係規則等（法令遵守の徹底、責任体制の明確化、不正防止の計画、内部監査の体制、調査への対応等）の整備を行い、これらの内容を職員等に周知するとともに、以下の通り公表します。

責任体制の明確化

以下の役職を置き、責任体制を明確にする。

- （1）最高管理責任者：会長
競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
- （2）統括管理責任者：理事のうち調査研究に係る業務の執行を担当する者
競争的資金等の運営・管理について組織全体を統括する。
- （3）コンプライアンス推進責任者：評価研究部長
競争的資金等の運営・管理について権限を有し、かつ、実質的な責任を負う。

不正防止計画の策定及び実施

不正行為の事前防止を目的として、以下の内容に関する計画を策定する。

- （1）本協会の責任体系及び関係ルールの周知及び公表
- （2）競争的資金等の適正な執行・管理に関する方策の整備
- （3）不正行為に対する通報窓口の設置及び調査体制の構築
- （4）実効性のある内部監査の実施

競争的資金等の適正な運営・管理

関係規程等により、物品購入、出張旅費等の使用ルール及び不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。

情報の伝達を確保する体制の確立

相談窓口： 事務処理手続きの相談に関すること
通報窓口： 不正行為に係る告発等の通報に関すること
事務局： 〒162-0842
東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-13
TEL：03-5228-2020
FAX：03-5228-2323
E-mail：f_report [アット] juaa.or.jp
（ [アット] を @ に変更して下さい。）

内部監査体制の整備

会計経理の適正を期すること及び健全性を図るため、定期的に公的研究費に係る内部監査を実施する。

業者の皆様へ

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）では、「取引先業者からの誓約書の徴取」が研究機関に対して要請されています。

本協会職員へ

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）では、研究者のみならず競争的資金等の運営・管理に関わるすべての職員に対し、誓約書の提出を求めることが要請されている。

競争的資金等の執行に当たっては、当該競争的資金の補助条件によるほか、研究機関が定めるルールに従って適正に行うこととされている。

【教育用コンテンツの活用】

文部科学省において、各機関における公的研究費の管理・監査体制のコンプライアンス教育に活用することを目的として教育用コンテンツが制作され、管理者用と研究者用が用意されているので、適宜参照して公的研究費の適正な執行の参考とするものとする。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm